

令和6年度答申第15号

令和7年 3月17日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年9月2日付け松教生企第184号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年3月29日付け公文書開示請求書により、「教育委員会の本庁及び松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことがある松戸市立学校に係る郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成28年度以降のもの一切。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、平成31年4月12日付け公文書一部開示決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年7月2日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年9月6日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

ブーンインデックスの提出を求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。同一の実施機関による従前の処分、本件開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が特定されたもので尽くされているとは、到底、考えられない。処分庁は、従前、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも恣意的な特定を行った蓋然性は高く対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

従前の処分や担当者との別件での遣り取りからしても、処分庁は、対象文書を極めて限定的に解釈しており、条例第3条第1項の規定に鑑みても、条例第7条本文の規定に違反することは明らかである。

実際、松戸市いじめ防止対策委員会には複数の諮問がなされているが、通知書の記載からは、どの開示文書が何番目に諮問された松戸市立学校の保有文書なのかが明らかではない。

処分庁は、文書の保存期間を1年と設定しており、平成28年度以前の文書は不存在であるとしているが、廃棄していないのであれば保存期間が経過していても特定したうえで不開示事由に該当しない限り開示義務が生ずるというべきであるから、条例第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」には該当しない。

処分庁は、条例第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、根拠規定を引用したうえで、学校名、宛て先、職員の氏名が記録されており、これらを明らかにすることは当該事案の関係者の個人情報に明らかにすることになるとしているが、当該事案の関係者とはどの範囲を指すのかも明らかではなく、学校名、宛て先、職員の氏名を明らかにすることで明らかになるとされる当該事案の関係者の個人情報とは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）のうち、特定の個人を識別することができるものなのか、他情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものなのか、そうであれば、照合の対象となる他の情報の抽象的性質は如何なるものなのか、特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものなのか、それらを組み合わせたものなのか、等が何らも明らかではなく、学校名、宛て先、職員の氏名を明らかにすることで明らかになるとされる当該事案の関係者の個人情報が如何なる抽象的な性質を有する情報なのかにつき不開示情報を開示しない限度で具体的事情に基づいて理由を附記したものとは言えず、同項の要求する理由附記を十分に果たしたとは言えず、条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由附記の不備の違法があると言わざるを得ないから、当然に取り消すべきである。

本件不開示箇所は、いずれも、条例第7条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当する。

松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されている以上、そのために使用された分については当然に存在することから、開示すべきである。また、全ての松戸市立学校に共通しているか、あるいは、小学校か中学校かが明らかになっている以上、全ての松戸市立小学校に共通しているか全ての松戸市立中学校に共通している分については、そのために使用された分については当然に存在することから、開示すべきである。

公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。

理由附記に不備があることから、開示文書の記載を確認しても、十分な反論ができないことから、弁明書においては十分な理由を弁明することを求める。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 文書の特定について

開示請求文書のうち「松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことのある松戸市立学校に係る公文書」として、郵券類等受払簿（平成29年度分及び平成30年度分）を特定した。

イ 非開示理由について

(ア) 松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことのある松戸市立学校は、当該事案の関係者の個人情報にあたり、郵券類等受払簿には、学校名、宛て先、職員の氏名が記載されており、これらを公にすることは、当該事案の関係者の個人情報を明らかにすることであり、条例第7条第2号に該当する。

(イ) 文書の保存期間を1年と設定しており、平成28年度以前の文書を廃棄しており、不存在であることから、条例第10条第2項に該当する。

ウ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 文書の特定について

開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」(条例第6条第1項第2号)を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第1条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。(条例第3条第1項)

本件において開示請求のあった文書は、「教育委員会の本庁及び松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことがある松戸市立学校に係る郵券類(ハガキ・切手)交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成28年度以降のもの一切。」であり、処分庁は、松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことのある松戸市立学校に係る平成29年度分及び平成30年度分の郵券類等受払簿を特定し、開示している。

松戸市立学校における郵便業務は、各学校において郵券類等を購入し、郵送する場合に、郵券類等受払簿に使用枚数、摘要等を記入し、郵券類の管理を行っている運用がなされている。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、処分庁は、各学校において、特定した文書に記載されている以外の郵送事案はないとのことであった。とすると、開示された本件文書で特定は尽くされているものと認められる。

(2) 非開示部分について

ア いじめ事案に関わった事実は、当該事案に係る者の個人情報であるから、処分庁は、松戸市いじめ防止対策委員会への郵送記録からかかる個人情報が明らかになるとして、郵券類等受払簿の学校名、摘要欄（あて先）、職員の氏名（押印）を非開示としている。

イ 「個人に関する情報」とは、広く個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である氏名、住所、生年月日のほか、個人の内心、身体、身分、地位等、個人に関する情報全般をいうと解する。また、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報も含まれる。さらに、個人に関する情報には、個人の人格に関する情報、個人の私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報を意味する。

ただし、公務員の職務の遂行に係る情報については、条例第7条第2号ただし書ウにより、非開示の例外となる。公文書には公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程や結果が記録されていることが多く、行政の諸活動を説明する責務を全うするという観点から、例外的に行為の主体たる公務員の個人情報の開示を認めたものである。

ウ そうすると、特定された公文書の学校名、校長印、責任者印、使用者名は、条例第7条第2号ただし書ウに該当すると思われる。

しかしながら、本件は松戸市いじめ防止対策委員会に諮問されたことがある松戸市立学校にかかる郵券類の開示であるところ、いじめ被害者等のプライバシーを守るため、開示にあたっては特別の配慮を行う必要がある。いじめ被害者等が通っていた学校名については、いじめ被害者等の個人情報に該当すると解されるところ、条例第7条第2号に該当し非開示とすべきである。また、校長印、責任者印、使用者名からも学校名が判別されることから、これらについても非開示とする必要性が認

められる。

以上により、本件における非開示箇所については、学校名、校長印、責任者印、使用者名を除き、開示対象とすべきである。

(3) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、本件処分通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 9月 2日	諮問書の受理
令和 6年10月23日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年11月28日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月15日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 2月19日	第4回審査会（審議）
令和 7年 3月17日	第5回審査会（審議）